

## 第14期

定時株主総会  
招集ご通知

**日時** 平成29年 6月27日(火曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

**場所** 富山市堤町通り一丁目2番26号  
株式会社北陸銀行本店 6階会議室  
※中継会場を札幌に設けております。  
※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

当日ご出席いただけない場合は、



議決権行使書用紙

または



インターネット

により議決権を行使することができます。詳しくは2頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。



株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

証券コード：8377

## 目次

■ 第14期定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
■ 第14期事業報告	
1. 当社の現況に関する事項	3
2. 会社役員に関する事項	12
3. 社外役員に関する事項	14
4. 当社の株式に関する事項	15
5. 会計監査人に関する事項	17
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	17
7. 特定完全子会社に関する事項	18
8. 親会社等との間の取引に関する事項	18
9. 会計参与に関する事項	18
10. その他	18
■ 連結計算書類	19
■ 計算書類	22
■ 監査報告書	25
【ご参考】	
1. 株式会社北陸銀行の決算概要	29
2. 株式会社北海道銀行の決算概要	31
【株主総会参考書類】	
第1号議案 剰余金の配当の件	33
第2号議案 定款一部変更の件	34
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件	41
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	45
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件	51
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	51
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く) に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約 権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件	52
インターネットによる議決権行使のご案内	54
株主総会会場ご案内図	末尾

平成29年6月5日

株 主 各 位

富山市堤町通り一丁目2番26号

株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ

取締役社長 庵 栄 伸

## 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 富山市堤町通り一丁目2番26号  
株式会社北陸銀行本店 6階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

## 4. 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席による議決権行使



議決権行使書

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

なお、議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 平成29年6月26日(月) 午後5時10分到着分まで

### 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

※インターネットによる議決権行使に際しましては、54頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

**行使期限** 平成29年6月26日(月) 午後5時10分まで

### 〈重複行使の取り扱いについて〉

議決権行使書面により、複数回議決権を行使された場合は、最後に当社に到着したものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使書面とインターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以上

※ 当社は、株主総会招集ご通知とその添付書類ならびに株主総会参考書類をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hokuhoku-fg.co.jp/stocks/generalmeeting/>) に掲載しておりますので、法令ならびに当社定款第20条の規定に基づき、本招集ご通知には以下の事項は記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保する体制」
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hokuhoku-fg.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 第14期〔平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで〕事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### 〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、金融持株会社である当社、子会社12社及び関連会社1社で構成され、北海道、北陸三県、東京・名古屋・大阪の三大都市圏に拠点を持つ広域地域金融グループを形成しており、中核を担う北陸銀行と北海道銀行を中心に、金融商品取引業、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、ソフトウェア開発、サービサー業務等、お取引先の広範なニーズに対応する総合金融サービスを提供しております。

##### 〔金融経済環境〕

当期のわが国経済は、政府の経済政策、日銀の金融緩和政策による景気の下支えと底堅い個人消費に支えられて、景気回復基調を維持しました。一方、海外におきましては、中国をはじめとするアジア新興国経済の景気減速、英国のEU離脱方針決定、米国新政権の政策等、先行きに対する不透明感が強まっております。

金融面では国内の金融緩和の継続で、金利は依然と低水準で推移しておりますが、経済動向の先行きを警戒しての設備投資や消費拡大に対する慎重姿勢も伺われ、国内企業の資金需要は緩やかな伸びに留まっております。

当社グループの主要営業地域である北陸三県においては、医薬品や電子部品の生産が引き続き好調に推移したほか、住宅投資の増加による個人消費の持ち直しもあり、全体としては回復基調で推移しました。また、北海道においては、平成28年8月の台風被害による影響が一部に残存する中、北海道新幹線開業や航空国際線の増便などに伴う観光関連消費の拡大や、住宅投資・公共投資が堅調に推移、民間設備投資では宿泊施設、農業関連などでの投資増が下支えするなど、全体としては持ち直し基調で推移しました。

##### 〔企業集団の事業の経過及び成果〕

このような環境の中、当社グループは、地域と共に成長・発展する金融グループを目指し、グループ会社が持つ様々なノウハウや情報、国内・海外のネットワークなどを最大限活用し、地域No.1の金融サービスの提供によるお客さまと地域社会への貢献に取り組んでまいりました。

個人のお客さまには、WEB完結型のローンの取り扱いを開始するなど、インターネット等を利用したスピーディな事務手続きによる顧客利便性の向上に取り組んでいます。また、ライフステージ等に応じた商品・サービスの拡充を図っており、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」、「結婚・子育て資金の贈与税の非課税措置」への対応預金

商品などのサービスを開始しております。

法人のお客さまには、リレーションシップバンキング機能強化を目指し、当社グループのネットワークや外部との連携を活用した、地域の成長業種支援やM&A、事業承継、助成金や補助金等各種公的制度のご案内等コンサルティング営業、ビジネスマッチング、海外進出支援等に注力してまいりました。

また、北陸・北海道地区で初となる地銀系の証券会社として「ほくほくT T証券」を設立し、子会社として当社グループに追加いたしました。ほくほくT T証券においては、多様かつ専門性の高い金融商品・サービスの提供を行い、グループとして地域のお客さまのニーズに幅広く・的確にお応えする体制としてまいります。

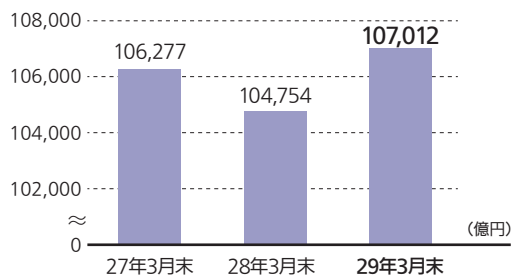
地方創生につきましては、子銀行内に専門部署を設置し、地方自治体との連携協定締結や、各種ファンドの設立等、地元大学との連携を活用した「産学官金」連携への取り組みを強化するなど、情報収集や問題解決に取り組んでおります。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、カーリングチームの支援等を通じたスポーツ振興や美術館支援・オーケストラのコンサート開催など芸術・文化振興に積極的に取り組んでおります。また、大学における金融関連講座への講師派遣やエコノミクス甲子園の地方予選の開催など、金融教育活動にも力を入れて取り組んでおります。

当社グループの当期の連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

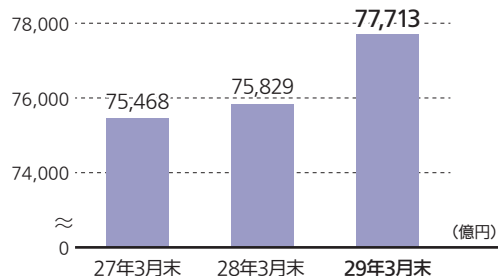
### 預金等

預金・譲渡性預金の期末残高は、譲渡性預金が減少しましたが、個人預金、法人預金の増加により、前期末比2,258億円増加の10兆7,012億円となりました。



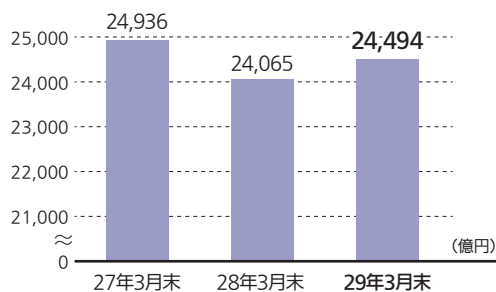
### 貸出金

貸出金の期末残高は、事業性貸出、個人ローン、公金貸出ともに増加し、前期末比1,883億円増加の7兆7,713億円となりました。



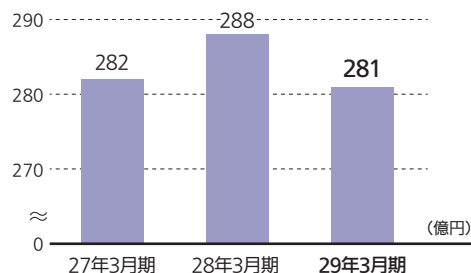
## 有価証券

有価証券の期末残高は、国債を中心とした国内債券が減少しましたが、外国証券および投資信託の増加により前期末比428億円増加の2兆4,494億円となりました。



## 収益状況

連結経常収益は、国債等債券売却益や株式等売却益が増加しましたが、貸出金利息や有価証券利息配当金が減少したことにより、前期比51億円減少し1,874億円となりました。連結経常費用は、預金利息や株式等売却損が減少したことに加え、貸倒引当金繰入額が戻入益に転じましたが、国債等債券売却損が増加したことにより、前期比17億円増加し1,479億円となりました。



以上の結果、連結経常利益は前期比69億円減少し394億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、連結経常利益が69億円減少しましたが、特別損益の改善や税金費用の減少により、前期比6億円減少の281億円となりました。

なお、当期の1株当たり期末配当につきましては、普通株式は44円00銭、第1回第5種優先株式については、所定の7円50銭の配当実施を株主総会にお諮りするものであります。

主要な子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【北陸銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	増減
コア業務純益	266	247	△19
与信費用	△11	△6	4
有価証券関係損益	4	3	△0
経常利益	267	248	△19
当期純利益	165	187	22

	平成27年度	平成28年度	増減
貸出金	43,834	44,676	841
預金・譲渡性預金	61,176	62,433	1,257

【北海道銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成27年度	平成28年度	増減
コア業務純益	253	192	△61
与信費用	48	△0	△48
有価証券関係損益	△1	△19	△17
経常利益	200	153	△46
当期純利益	134	109	△24

	平成27年度	平成28年度	増減
貸出金	32,161	33,207	1,045
預金・譲渡性預金	43,849	44,876	1,027

【企業集団の対処すべき課題】

当社グループを取り巻く経営環境は、主要営業地域における少子高齢化や都市部への人口流出および企業活動の海外志向の高まりにより、特に地方での経済縮小が現実味を帯びる状況にあります。また、マイナス金利政策等の金融緩和による金利低下は暫く続く見込みであり、厳しい経営環境が続くと見込まれています。

このような経営環境にあっても、地域金融機関には地域経済の発展に資する金融サービスを安定的に提供することが求められており、当社グループは、以下の方針を掲げて、社会的役割と使命およびステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

第一に、お客さまの期待を上回る提案力・サービス力の実現に向け、お客さまのライフステージに応じたコンサルティングやローンの商品性・利便性向上、対面・非対面チャネルの機能の向上、事業性評価と目利き力向上への取り組み強化、さらには幅広い国内ネットワークと豊富な海外拠点を活かしたお客さまの事業の支援に努めてまいります。

第二に、当社グループの持続的な成長をはかるため、機能的・効率的なグループ経営体制と営業体制の構築に挑戦してまいります。IT投資によるペーパーレス化や事務処理の簡素化に加えて、事務バックオフィスのグループ内での共同化・集約化によりグループ経営のメリットを追求するとともに、変化する営業マーケット環境に対応した店舗・チャネル経営を進めることで、競争を勝ち抜く機能的な組織の実現と地域から信頼される安定した財務基盤の維持に努めてまいります。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
連結経常収益	190,966	193,936	192,584	187,420
連結経常利益	49,448	48,140	46,425	39,477
親会社株主に帰属する 当期純利益	27,332	28,235	28,837	28,157
連結包括利益	36,190	76,603	478	28,739
連結純資産額	505,125	572,987	566,251	585,237
連結総資産額	11,114,807	11,683,001	11,630,328	12,429,425

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成27年度の連結包括利益は、その他有価証券評価差額金が時価の下落により、退職給付に係る調整額が退職給付債務の割引率低下により、大きく減少したことから、平成26年に比べ761億円減少しております。
3. 平成28年度の状況については、前記「(1) 企業集団の事業の経過及び成果等」のとおりであります。なお、連結包括利益は、その他有価証券評価差額金の減少額が大きく改善したこと、退職給付に係る調整額が年金資産の時価上昇により改善したことを主因に、前期比282億円増加しております。



□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業収益	6,564	7,637	8,517	16,435
受取配当金	5,883	7,062	7,934	15,743
銀行業を営む子会社	5,880	7,059	7,931	15,739
その他の子会社等	3	3	3	3
当期純利益	5,880	7,061	7,937	15,739
1株当たり当期純利益	3円18銭	4円06銭	47円20銭	107円15銭
総資産	279,247	279,439	270,081	267,028
銀行業を営む子会社株式等	224,905	224,905	224,905	224,905
その他の子会社株式等	2,951	2,951	2,951	5,351

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	北陸銀行	北海道銀行	その他	北陸銀行	北海道銀行	その他
使用人数	2,782 <sup>^</sup>	2,266 <sup>^</sup>	441 <sup>^</sup>	2,811 <sup>^</sup>	2,237 <sup>^</sup>	328 <sup>^</sup>

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等

イ 株式会社北陸銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
富山県	92	(28)	92	(28)
石川県	35	(5)	36	(6)
福井県	22	(5)	22	(5)
北海道	19	(3)	20	(4)
京浜地区	8	(-)	8	(-)
名古屋地区	3	(-)	3	(-)
京阪神地区	4	(-)	4	(-)
その他	3	(-)	3	(-)
合計	186	(41)	188	(43)

□ 株式会社北海道銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道	140	( 6)	139	( 6)
京浜地区	1	( -)	1	( -)
東北地区	1	( -)	1	( -)
合計	142	( 6)	141	( 6)

ハ その他の事業

ほくほくＴＴ証券株式会社：本社、札幌営業部ほか

北銀リース株式会社：本社、金沢支店ほか

株式会社北陸カード：本社、金沢支店ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	北陸銀行	北海道銀行	その他の業務	合計
設備投資の総額	6,687	3,316	505	10,509

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
株式会社北陸銀行	店舗改修・システム投資等	6,554
株式会社北海道銀行	店舗改修・システム投資等	2,319

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社北陸銀行	富山市	銀行業務	昭和18年 7月31日	百万円 140,409	% 100.00	
株式会社北海道銀行	札幌市 中央区	銀行業務	昭和26年 3月5日	93,524	100.00	
ほくほくTT証券 株式会社	富山市	金融商品取引業	平成28年 4月21日	1,250	60.00	
北銀リース株式会社	富山市	リース業務	昭和58年 7月21日	100	70.25	
株式会社北陸カード	富山市	クレジットカード業務	昭和58年 3月2日	36	87.39	
北陸保証サービス 株式会社	富山市	信用保証業務	昭和53年 12月12日	50	100.00	
北銀ソフトウェア 株式会社	富山市	ソフトウェア業務	昭和61年 5月1日	30	100.00	
ほくほく債権回収 株式会社	富山市	サービサー業務	平成15年 12月5日	500	100.00	
北銀ビジネスサービス 株式会社	富山市	文書管理、事務集中処理業務	昭和28年 3月25日	30	(100.00)	
道銀ビジネスサービス 株式会社	札幌市 中央区	文書管理、現金等の整理・精算、事務集中処理業務	昭和54年 6月8日	50	(100.00)	
道銀カード株式会社	札幌市 中央区	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和52年 6月13日	120	(100.00)	
株式会社 道銀地域総合研究所	札幌市 中央区	経済調査業務、受託調査・研究業務、コンサルティング業務	平成14年 8月8日	100	(100.00)	

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 議決権比率の( )内は、間接議決権比率であります。

(重要な業務提携の概況)

1. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス及び株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社及び株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
8. 株式会社北海道銀行と台湾の金融機関との提携により、海外専用現金自動設備の現金自動引出しのサービスを行っております。
9. 株式会社北海道銀行は、株式会社ビューカードとの提携により、東日本旅客鉄道株式会社の駅構内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
10. 株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は、日本A T M株式会社が運営している各銀行の諸届を受付する共同窓口（「銀行手続の窓口」）に参加しております。
11. 株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社横浜銀行、株式会社七十七銀行及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で、システム共同利用を行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他の企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
庵 栄伸	代表取締役 社長		株式会社北陸銀行 代表取締役頭取	
笹原 晶博	代表取締役 副社長		株式会社北海道銀行 代表取締役頭取	
麦野 英順	取締役	監査グループ(副担当)	株式会社北陸銀行 代表取締役会長	
山川 広行	取締役		株式会社北海道銀行 取締役副頭取	
中野 隆	取締役		ほくほくＴＴ証券株式会社 代表取締役 社長	
浅林 孝志	取締役	企画グループ 総務グループ	株式会社北陸銀行 取締役常務執行役員	
小倉 隆巳	取締役	リスク管理グループ 監査グループ(主担当)	株式会社北陸銀行 取締役執行役員	
大島 雄次	取締役 (社外取締役)		明治安田生命保険相互会社 名誉顧問	
中川 了滋	取締役 (社外取締役)		弁護士	
稲葉 純一	常勤監査役			
前泉 洋三	監査役 (社外監査役)		北海道瓦斯株式会社 特別顧問	
川田 達男	監査役 (社外監査役)		セーレン株式会社 代表取締役会長兼最 高経営責任者	

(注) 当社は、大島雄次、中川了滋、前泉洋三、川田達男を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
森田 勉	平成28年6月24日	任期満了	取締役、株式会社北陸銀行 取締役常務執行役員

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	報 酬 等	
	人 数	支 給 額
取 締 役	10 人	148
監 査 役	3 人	36
計	13 人	184

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当事業年度末現在の取締役9名及び監査役3名と、当事業年度中に退任された取締役1名を合わせております。  
3. 支給額には、当事業年度に係るストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等（以下「株式報酬」という）を含めて計上しており、その金額は、取締役に対して22百万円であります。  
4. 取締役の報酬限度額は、年額240百万円以内であります。なお、取締役（社外取締役を除く）に対して、これとは別枠で株式報酬につき年額35百万円を上限としております。監査役の報酬限度額は年額75百万円以内であります。  
5. 報酬限度額は、平成24年6月26日開催の第9期定時株主総会において決議いただいております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 島 雄 次	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。
中 川 了 滋	同 上
前 泉 洋 三	同 上
川 田 達 男	同 上

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
大島 雄次	明治安田生命保険相互会社 名誉顧問
中川 了滋	弁護士
前泉 洋三	北海道瓦斯株式会社 特別顧問
川田 達男	セーレン株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大島 雄次	12年7カ月	当期開催の取締役会11回中10回に出席しました。	金融機関経営の豊富な経験を活かした経営全般に対する発言を行っております。
中川 了滋	1年10カ月	当期開催の取締役会11回全てに出席しました。	弁護士や最高裁判所判事としての豊富な経験と法律に対する高い見識を活かした経営全般に対する発言を行っております。
前泉 洋三	5年10カ月	当期開催の取締役会11回、監査役会6回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を活かした経営全般に対する発言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。
川田 達男	3年10カ月	当期開催の取締役会11回中9回、監査役会6回全てに出席しました。	企業経営者としての豊富な経験を活かした経営全般に対する発言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	当社からの報酬等		当社の親会社等からの報酬等
	人数	支給額	
報酬等の合計	4人	22	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4. 当社の株式に関する事項

### (1) 株式数

- ① 発行可能株式総数
- |         |           |
|---------|-----------|
| 普通株式    | 280,000千株 |
| 第5種優先株式 | 110,000千株 |
- ② 発行済株式の総数
- |            |           |
|------------|-----------|
| 普通株式       | 132,163千株 |
| 第1回第5種優先株式 | 107,432千株 |
- (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数

普通株式	38,855名
第1回第5種優先株式	1,486名

### (3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,617 <sup>千株</sup>	5.81 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,607	2.75
明治安田生命保険相互会社	3,395	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,411	1.84
住友生命保険相互会社	2,360	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,356	1.79
北陸電力株式会社	2,211	1.68
株式会社みずほ銀行	1,810	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,791	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,775	1.35

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式（1,116千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口、信託口1、信託口2、信託口4及び信託口5）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。



第1回第5種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
公益社団法人北海道栽培漁業振興公社	5,000 <sup>千株</sup>	4.65%
北海道旅客鉄道株式会社	4,420	4.11
北海道電力株式会社	2,000	1.86
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,540	1.43
株式会社ニッセンレンエスコート	1,300	1.21
平和不動産株式会社	1,300	1.21
北海道リース株式会社	1,240	1.15
DCMホームック株式会社	1,120	1.04
株式会社ラルズ	1,000	0.93
株式会社HDC	1,000	0.93
三井住友海上火災保険株式会社	1,000	0.93
小野寺 眞悟	1,000	0.93

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（2千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 深田建太郎 指定有限責任社員 業務執行社員 香川 順 指定有限責任社員 業務執行社員 石尾 雅樹	20	(注3) (注4)

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は145百万円であります。
3. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役、業務執行部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬見積りの算出根拠及びその合理性などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 上記報酬等のほか、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、市場業務システム更改に伴う時価評価モデルの調査業務等についての対価5百万円を支払っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1丁目2番26号	122,261	267,028
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	102,643	

## 8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

自己株式の取得について、会社法第459条第1項第1号の規定により、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項に掲げる事項を取締役会決議をもって定めることができる旨定款に定めております。これらは、資本政策の弾力化・機動性の向上を図るためであります。

# 第14期末 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,753,743	預 金	10,560,772
コールローン及び買入手形	89,415	譲 渡 性 預 金	140,499
買 入 金 銭 債 権	62,585	コールマネー及び売渡手形	36,267
特 定 取 引 資 産	4,646	債券貸借取引受入担保金	534,362
金 銭 の 信 託	10,001	特 定 取 引 負 債	861
有 価 証 券	2,449,455	借 用 金	325,331
貸 出 金	7,771,338	外 国 為 替	103
外 国 為 替	16,260	社 債	25,000
そ の 他 資 産	132,969	そ の 他 負 債	123,335
有 形 固 定 資 産	101,192	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,026
建 物	33,046	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	204
土 地	60,499	偶 発 損 失 引 当 金	1,492
リ ー ス 資 産	526	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,590
建 設 仮 勘 定	197	特 別 法 上 の 引 当 金	0
その他の有形固定資産	6,922	繰 延 税 金 負 債	13,102
無 形 固 定 資 産	24,358	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,686
ソ フ ト ウ ェ ア	7,770	支 払 承 諾	60,551
の れ ん	15,591	負 債 の 部 合 計	11,844,188
リ ー ス 資 産	56	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	939	資 本 金	70,895
繰 延 税 金 資 産	4,632	資 本 剰 余 金	144,587
支 払 承 諾 見 返	60,551	利 益 剰 余 金	284,896
貸 倒 引 当 金	△51,725	自 己 株 式	△1,398
		株 主 資 本 合 計	498,979
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81,406
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,208
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,993
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△5,773
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	83,417
		新 株 予 約 権	367
		非 支 配 株 主 持 分	2,472
		純 資 産 の 部 合 計	585,237
資 産 の 部 合 計	12,429,425	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,429,425

# 第14期 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		187,420
資金運用収益	120,786	
貸出金利息	92,941	
有価証券利息配当金	25,174	
コールローン利息及び買入手形利息	1,092	
預け金利息	914	
その他の受入利息	664	
役務取引等収益	38,221	
特定取引収益	319	
その他の業務収益	15,192	
その他の経常収益	12,900	
貸倒引当金戻入益	511	
その他の経常収益	12,389	
経常費用		147,942
資金調達費用	6,243	
預金利息	1,776	
譲渡性預金利息	62	
コールマネー利息及び売渡手形利息	144	
債券貸借取引支払利息	1,483	
借入金利息	542	
社債利息	276	
その他の支払利息	1,956	
役務取引等費用	14,194	
その他の業務費用	17,271	
営業費用	101,411	
その他の経常費用	8,820	
経常特別利益		39,477
特別利益		104
特別損失	104	
特別損失		1,030
固定資産処分損失	419	
減損損失	610	
税金等調整前当期純利益		38,552
法人税、住民税及び事業税	7,312	
法人税等調整額	3,047	
法人税等合計		10,360
当期純利益		28,192
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		28,157

# 第14期 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	70,895	148,211	263,959	△1,489	481,576
当期変動額					
剰余金の配当			△7,307		△7,307
親会社株主に帰属 する当期純利益			28,157		28,157
自己株式の取得				△3,608	△3,608
自己株式の処分		22		52	75
自己株式の消却		△3,647		3,647	－
土地再評価差額金の取崩			86		86
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△3,624	20,936	91	17,403
当期末残高	70,895	144,587	284,896	△1,398	498,979

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	83,834	△1,596	9,079	△8,340	82,976	319	1,378	566,251
当期変動額								
剰余金の配当								△7,307
親会社株主に帰属 する当期純利益								28,157
自己株式の取得								△3,608
自己株式の処分								75
自己株式の消却								－
土地再評価差額金の取崩								86
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,428	387	△86	2,567	440	47	1,094	1,582
当期変動額合計	△2,428	387	△86	2,567	440	47	1,094	18,985
当期末残高	81,406	△1,208	8,993	△5,773	83,417	367	2,472	585,237

# 第14期末 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>11,459</b>	<b>流動負債</b>	<b>224</b>
現金及び預金	258	預り金	4
有価証券	7,900	未払費用	90
前払費用	2	未払配当金	83
未収収益	81	未払法人税等	27
未収還付法人税等	3,212	その他	18
その他	4	<b>固定負債</b>	<b>25,029</b>
<b>固定資産</b>	<b>255,568</b>	社債	25,000
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	役員退職慰労引当金	29
器具及び備品	0	<b>負債の部合計</b>	<b>25,253</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	4	<b>株主資本</b>	<b>241,406</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>255,563</b>	資本金	70,895
関係会社株式	230,270	資本剰余金	133,485
関係会社長期貸付金	25,000	資本準備金	82,034
その他	293	その他資本剰余金	51,451
		利益剰余金	38,389
		その他利益剰余金	38,389
		繰越利益剰余金	38,389
		自己株式	△1,363
		<b>新株予約権</b>	<b>367</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>241,774</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>267,028</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>267,028</b>

## 第14期 損益計算書

〔平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	16,435
関係会社受取配当金	15,743
関係会社受入手数料	692
営 業 費 用	619
販売費及び一般管理費	619
営 業 利 益	15,815
営 業 外 収 益	291
関係会社貸付金利息	276
その他の営業外収益	14
営 業 外 費 用	362
社 債 利 息	276
事 務 委 託 費	80
その他の営業外費用	5
経 常 利 益	15,744
税 引 前 当 期 純 利 益	15,744
法人税、住民税及び事業税	4
法 人 税 等 合 計	4
当 期 純 利 益	15,739



# 第14期 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	70,895	82,034	55,075	137,110	29,956	29,956	△1,454	236,507	319	236,827
当期変動額										
剰余金の配当					△7,307	△7,307		△7,307		△7,307
当期純利益					15,739	15,739		15,739		15,739
自己株式の取得							△3,608	△3,608		△3,608
自己株式の処分			22	22			52	75		75
自己株式の消却			△3,647	△3,647			3,647	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									47	47
当期変動額合計	—	—	△3,624	△3,624	8,432	8,432	91	4,899	47	4,947
当期末残高	70,895	82,034	51,451	133,485	38,389	38,389	△1,363	241,406	367	241,774

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深田 建太郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 香 川 順 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 尾 雅 樹 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 稲 葉 純 一 ㊟

社外監査役 前 泉 洋 三 ㊟

社外監査役 川 田 達 男 ㊟

以上

## 【ご参考】

## 1. 株式会社北陸銀行の決算概要

## 第110期末 貸借対照表 (要約)

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,108,739	預 金	6,095,537
コ ー ル コ ー シ ュ	89,415	譲 渡 性 預 金	147,860
買 入 金 銭 債 権	62,585	コ ー ル マ ネ ー	36,267
特 定 取 引 資 産	1,804	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	394,220
有 価 証 券	1,457,677	特 定 取 引 負 債	861
貸 出 金	4,467,623	借 用 金	207,747
外 国 為 替	9,496	外 国 為 替	57
そ の 他 資 産	33,684	そ の 他 負 債	53,501
有 形 固 定 資 産	77,159	退 職 給 付 引 当 金	1,608
無 形 固 定 資 産	4,920	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43
前 払 年 金 費 用	2,751	偶 発 損 失 引 当 金	925
支 払 承 諾 見 返	31,547	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,075
貸 倒 引 当 金	△18,066	繰 延 税 金 負 債	14,272
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	5,686
		支 払 承 諾	31,547
		負 債 の 部 合 計	6,991,212
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		資 本 準 備 金	14,998
		利 益 剰 余 金	108,584
		利 益 準 備 金	12,707
		そ の 他 利 益 剰 余 金	95,876
		繰 越 利 益 剰 余 金	95,876
		株 主 資 本 合 計	263,992
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	66,348
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,208
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,993
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	74,132
		純 資 産 の 部 合 計	338,125
資 産 の 部 合 計	7,329,338	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,329,338

## 第110期 損益計算書 (要約)

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		92,995
資 金 運 用 収 益	68,115	
(貸 出 金 利 息)	(48,851)	
(有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(17,033)	
役 務 取 引 等 収 益	15,934	
特 定 取 引 収 益	71	
そ の 他 業 務 収 益	1,879	
そ の 他 経 常 収 益	<u>6,995</u>	
経 常 費 用		68,143
資 金 調 達 費 用	5,311	
(預 金 利 息)	(1,255)	
役 務 取 引 等 費 用	6,905	
そ の 他 業 務 費 用	4,075	
営 業 経 費	50,096	
そ の 他 経 常 費 用	<u>1,752</u>	
経 常 利 益		24,852
特 別 利 益		104
特 別 損 失		<u>822</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		24,135
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,947	
法 人 税 等 調 整 額	<u>1,455</u>	
法 人 税 等 合 計		<u>5,403</u>
当 期 純 利 益		18,732

## 2. 株式会社北海道銀行の決算概要

### 第97期末 貸借対照表 (要約)

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	644,373	預 金	4,479,727
商 品 有 価 証 券	2,842	譲 渡 性 預 金	7,939
金 銭 の 信 託	9,251	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	140,142
有 価 証 券	981,696	借 用 金	139,792
貸 出 金	3,320,734	外 国 為 替	45
外 国 為 替	6,763	そ の 他 負 債	40,996
そ の 他 資 産	49,722	退 職 給 付 引 当 金	7,504
有 形 固 定 資 産	29,235	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
無 形 固 定 資 産	3,407	偶 発 損 失 引 当 金	567
繰 延 税 金 資 産	5,326	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	514
支 払 承 諾 見 返	24,181	支 払 承 諾	24,181
貸 倒 引 当 金	△25,916	負 債 の 部 合 計	4,841,517
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	93,524
		資 本 剰 余 金	16,795
		資 本 準 備 金	16,795
		利 益 剰 余 金	81,250
		利 益 準 備 金	8,554
		そ の 他 利 益 剰 余 金	72,695
		繰 越 利 益 剰 余 金	72,695
		株 主 資 本 合 計	191,569
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,531
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	18,531
		純 資 産 の 部 合 計	210,101
資 産 の 部 合 計	5,051,619	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,051,619



## 第97期 損益計算書 (要約)

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	78,974
資 金 運 用 収 益	54,293
(貸 出 金 利 息)	(44,215)
(有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(9,637)
役 務 取 引 等 収 益	17,341
そ の 他 業 務 収 益	1,738
そ の 他 経 常 収 益	<u>5,601</u>
経 常 費 用	63,593
資 金 調 達 費 用	909
(預 金 利 息)	(523)
役 務 取 引 等 費 用	8,543
そ の 他 業 務 費 用	4,549
営 業 経 費	43,177
そ の 他 経 常 費 用	<u>6,413</u>
経 常 利 益	15,381
特 別 利 益	0
特 別 損 失	<u>207</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	15,173
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,605
法 人 税 等 調 整 額	<u>1,623</u>
法 人 税 等 合 計	<u>4,229</u>
当 期 純 利 益	10,943

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、傘下の銀行等のグループ企業の事業の公共性に鑑み、長期にわたる経営基盤の確保に努め、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期業績を勘案するとともに、経営体質の強化のため、内部留保充実にも意を用い、普通株式1株につき1円50銭増配し、次のとおりとさせていただきます。

(注) 当社は平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。普通株式の配当の前期との比較につきましては、前期の配当の効力発生時点で当該株式併合が行われたと仮定して記載しております。

### 1. 配当財産の種類

金銭

### 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

普通株式1株につき	金44円	総額	5,766,036,276円
第1回第5種優先株式1株につき	金7円50銭	総額	805,723,800円
		合計	6,571,760,076円

なお、当期は普通株式の中間配当を行っておりません。

また、第1回第5種優先株式の配当金は、中間配当・期末配当とも所定の7円50銭です。

### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日(水)

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会社法」と記載します。)により、株式会社の新たな機関設計として監査等委員会設置会社が設けられました。社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、その構成員である監査等委員に取締役会での議決権を付与して取締役会の監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会・監査等委員に関する条文の新設及び監査役会・監査役に関する条文の削除等を行うものです。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限移譲に関する条文を新設するものです。
- (2) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することを可能とすることにより、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものです。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 平成29年4月1日に施行された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、銀行持株会社が行うことができる業務範囲の見直し<sup>※</sup>がなされました。つきましては、この見直しに対応することを可能とするため、また、今後、当該業務範囲の更なる見直しが実施された場合の対応を可能とするため、当社の事業目的の一部を変更したいと存じます。

※銀行持株会社グループに属する銀行を含む複数の子会社に共通する業務であって、これを銀行持株会社において行うことが、当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして法令が定める業務が追加されました

### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) <u>その他前号の業務に付帯または関連する業務</u> (新 設)	(目 的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) 前号の業務に <u>付帯する業務</u> (3) <u>前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u>
第3条 (記載省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関) 第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第4条 (記載省略)	第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第9条 (記載省略)	第5条～第9条 (現行どおり)
第3章 優 先 株 式	第3章 優 先 株 式
(優先配当金) 第10条 当社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という)または優先株式の登録株式質権者(以下、「優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という)に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「優先配当金」という)を支払う。 第5種優先株式1株につき、年50円 2. ～4. (記載省略)	(優先配当金) 第10条 当社は、第43条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という)または優先株式の登録株式質権者(以下、「優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という)に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「優先配当金」という)を支払う。 第5種優先株式1株につき、年50円 2. ～4. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(優先中間配当金)  <b>第11条</b> 当社は、<b>第48条</b>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において、「優先中間配当金」という）を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)  <b>第11条</b> 当社は、<b>第44条</b>に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において、「優先中間配当金」という）を支払う。</p>
<p><b>第12条～第15条</b>（記載省略）</p>	<p><b>第12条～第15条</b>（現行どおり）</p>
<p>(優先配当金の除斥期間)  <b>第16条</b> <b>第49条</b>の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>	<p>(優先配当金の除斥期間)  <b>第16条</b> <b>第45条</b>の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p><b>第4章 株 主 総 会</b></p>	<p><b>第4章 株 主 総 会</b></p>
<p><b>第17条～第23条</b>（記載省略）</p>	<p><b>第17条～第23条</b>（現行どおり）</p>
<p><b>第5章 取締役および取締役会</b></p>	<p><b>第5章 取締役および取締役会</b></p>
<p>(員 数)  <b>第24条</b> 当社の取締役は、10名以内とする。    (新 設)</p>	<p>(員 数)  <b>第24条</b> 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く</u>）は、10名以内とする。  <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任および解任方法)  <b>第25条</b> 取締役は、株主総会において選任する。    2. 取締役の選任および解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3. (記載省略)  (新 設)</p>	<p>(選任および解任方法)  <b>第25条</b> 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。  2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3. (現行どおり)  <u>4. 取締役（監査等委員であるものを除く）の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) 第26条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
(任 期) 第26条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新 設)  (新 設)	(任 期) 第27条 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第27条～第28条 (記載省略)	第28条～第29条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第30条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第30条 (記載省略)	第31条 (現行どおり)
(新 設)	(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定を取締役に委任することができる。
第31条 (記載省略)	第33条 (現行どおり)
(報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 監査役および監査役会</p>	(削 除)
<p>(員 数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p>(選任方法)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除) (削 除)
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第36条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(任 期)</p> <p>第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除) (削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除) (削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規定)  <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削 除)
<p>(報酬等)  <u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(社外監査役の責任限定契約)  <u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	第6章 監査等委員会
(新 設)	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第36条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規定)  <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第43条～第44条 (記載省略)	第39条～第40条 (現行どおり)
<p>(報酬等)  <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等)  <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
第8章 計 算	第8章 計 算
第46条～第49条 (記載省略)	第42条～第45条 (現行どおり)



現行定款	変更案
(新 設)	<p>附則（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 当社は、第14期定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に締結済みの、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額）については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類および数
1	いほり 庵 えい しん 伸 (昭和31年8月20日生)	昭和54年4月 株式会社北陸銀行入行 平成16年6月 同 総合企画部担当部長 平成16年9月 同 総合企画部担当部長(当社出向) 平成17年6月 同 総合企画部部長(当社出向) 平成21年6月 同 取締役執行役員 当社取締役(企画・総務グループ担当) 平成22年6月 株式会社北陸銀行常務執行役員 平成25年6月 同 代表取締役頭取(現任) 当社代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行代表取締役頭取	普通株式 7,900株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>昭和54年より当社グループの一員として、豊富な業務経験を有し、経営企画部門での経験が長く業務全般を熟知しております。また、当社取締役社長および株式会社北陸銀行取締役頭取として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類および数
2	<p>世原 翫博 (昭和32年2月21日生)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社北海道銀行入行                      平成13年6月 同 月寒支店長                      平成14年7月 同 営業企画グループ調査役グループリーダー                      平成15年5月 同 執行役員                      平成15年6月 同 取締役執行役員                      平成17年6月 同 取締役執行役員常務 営業部門長                      平成17年10月 同 取締役執行役員常務 営業部門長兼法人営業部長                      平成18年6月 同 取締役常務執行役員営業部門長                      平成22年6月 同 代表取締役副頭取                      当社取締役                      平成27年6月 株式会社北海道銀行代表取締役頭取(現任)                      当社代表取締役副社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      株式会社北海道銀行代表取締役頭取</p>	<p>普通株式 4,760株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》                      昭和54年より当社グループの一員として、営業企画、法人営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役副社長および株式会社北海道銀行取締役頭取として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>			
3	<p>むぎの 野英順 (昭和32年3月18日生)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社北陸銀行入行                      平成17年6月 同 経営管理部長                      平成19年6月 同 富山地区事業部副本部長兼本店営業部長                      平成21年6月 同 取締役執行役員富山地区事業部副本部長兼本店営業部長                      平成22年6月 同 取締役常務執行役員富山地区事業部本部長                      平成25年6月 同 代表取締役会長(現任)                      当社取締役(監査グループ副担当)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      株式会社北陸銀行代表取締役会長</p>	<p>普通株式 5,837株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》                      昭和54年より当社グループの一員として、経営管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役および株式会社北陸銀行取締役会長として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
4	かね ま ゆう じ 兼 間 祐 一 (昭和39年6月11日生) <b>新任</b>	昭和62年4月 株式会社北海道銀行入行 平成14年1月 同 花川支店長 平成15年7月 同 経営企画グループ調査役グループリーダー 平成17年10月 同 経営企画部長 平成23年7月 同 鳥居前エリア統括兼鳥居前支店長 平成25年4月 同 執行役員オホーツク地区営業担当兼北見支店長 平成27年6月 同 執行役員札幌・石狩、空知地区営業担当 平成28年6月 同 取締役常務執行役員企画管理部門長(現任)  <b>(重要な兼職の状況)</b> 株式会社北海道銀行取締役常務執行役員	普通株式 2,819株
<b>《取締役候補者とした理由》</b> 昭和62年より当社グループの一員として、経営企画部長や地区営業担当役員を歴任し、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社北海道銀行取締役常務執行役員として経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。			
5	よし だ たけし 吉 田 剛 (昭和32年2月25日生) <b>新任</b>	昭和55年4月 株式会社北陸銀行入行 平成12年6月 同 松任支店長 平成14年6月 同 岐阜支店長 平成15年8月 同 中村支店長 平成17年4月 同 横浜支店長 平成20年6月 同 福井地区事業部副本部長兼福井支店長 平成23年6月 同 執行役員石川地区事業部副本部長兼金沢支店長 平成25年6月 同 常務執行役員石川地区事業部本部長 平成28年6月 同 取締役常務執行役員石川地区事業部本部長 平成28年12月 同 取締役常務執行役員石川地区事業部本部長兼東京地区事業部副本部長(現任) 平成29年6月 同 取締役専務執行役員(予定)  <b>(重要な兼職の状況)</b> 株式会社北陸銀行取締役専務執行役員(予定)	普通株式 2,900株
<b>《取締役候補者とした理由》</b> 昭和55年より当社グループの一員として、支店長や地区事業部本部長を歴任し、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社北陸銀行取締役常務執行役員として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
6	<p>あき ばやし たかし 浅林孝志 (昭和32年8月30日生)</p>	<p>昭和56年4月 株式会社北陸銀行入行 平成14年7月 同 福光支店長 平成16年6月 同 小樽支店長 平成18年6月 同 新宿支店長 平成21年6月 同 融資第一部部長 平成22年1月 同 経営管理部長 平成23年6月 同 高岡地区事業部副本部長兼砺波支店長 平成24年6月 同 執行役員高岡地区事業部副本部長兼砺波支店長 平成25年6月 同 常務執行役員福井地区事業部本部長兼名阪地区事業部本部長 平成27年6月 同 常務執行役員 平成28年6月 同 取締役常務執行役員(現任) 当社取締役(企画・総務グループ担当)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行取締役常務執行役員</p>	<p>普通株式 2,900株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和56年より当社グループの一員として、営業、融資業務、経営管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役および株式会社北陸銀行取締役常務執行役員として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			
7	<p>お くら たかし 小倉隆巳 (昭和35年10月14日生)</p>	<p>昭和59年4月 株式会社北海道銀行入行 平成16年10月 同 本店営業部部長 平成17年4月 同 審査グループ審査役グループリーダー 平成17年10月 同 融資部次長 平成21年10月 同 豊平支店長 平成23年6月 同 協会担当部長兼東京事務所長 平成25年6月 同 執行役員東京支店長 平成26年4月 同 執行役員札幌・石狩、後志地区営業担当 平成27年6月 株式会社北陸銀行取締役(非常勤) 当社取締役(リスク管理・監査グループ担当)(現任) 平成28年6月 株式会社北陸銀行取締役執行役員(現任) 平成29年6月 同 取締役常務執行役員(予定)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社北陸銀行取締役常務執行役員(予定)</p>	<p>普通株式 3,133株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 昭和59年より当社グループの一員として、営業、融資部門等に携わり、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役および株式会社北陸銀行取締役執行役員として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
1	<p>菊島 聡 史 (昭和33年7月27日生)</p> <p><b>新任</b></p>	<p>昭和56年4月 株式会社北陸銀行入行            平成16年6月 同 富山丸の内支店長            平成18年6月 同 福光支店長            平成20年6月 同 支店部副部長            平成22年6月 同 支店部長兼ほくぎんダイレクト支店長            平成26年1月 同 営業推進部長            平成26年6月 同 常勤監査役(現任)            平成29年6月 同 退任(予定)</p>	<p>普通株式 3,900株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>昭和56年より当社グループの一員として、営業部門等に携わり、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、株式会社北陸銀行の常勤監査役としての経験も豊富な人物であります。その経験や知見を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の種類および数
2	<p>かわだ たつお 川田 達 男 (昭和15年1月27日生)</p> <p><b>社外取締役候補者</b></p> <p><b>新任</b></p>	<p>昭和37年3月 セーレン株式会社(旧福井精錬加工株式会社)入社 昭和54年10月 同 製品営業部長 昭和56年8月 同 取締役 昭和60年8月 同 常務取締役 昭和62年8月 同 代表取締役社長 平成21年6月 株式会社北陸銀行社外監査役 平成23年6月 セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者兼最高執行責任者 平成25年6月 株式会社北陸銀行社外監査役退任 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 北陸電力株式会社社外取締役 ダイキン工業株式会社社外取締役 福井商工会議所会頭</p>	<p>普通株式 8,200株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由》 川田氏は、セーレン株式会社の代表取締役会長兼最高経営責任者として経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、地域経済にも精通しております。これらの経験・見識を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	<p>なか がわ りょうじ 中川 了 滋 (昭和14年12月23日生)</p> <p><b>社外取締役候補者</b></p> <p><b>新任</b></p>	<p>昭和39年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和61年4月 第一東京弁護士会副会長 平成9年4月 第一東京弁護士会会長兼日本弁護士連合会副会長 平成17年1月 最高裁判所判事 平成21年12月 弁護士再登録 平成22年6月 日本電気株式会社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士</p>	<p>普通株式 1,800株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由》 中川氏は、長年、弁護士として活躍され、最高裁判所判事の経歴を有しています。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と知識を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類および数
4	<p style="text-align: center;">ま なべ まさ あき 眞 鍋 雅 昭 (昭和17年11月27日生)</p> <p style="text-align: center;"><b>社外取締役候補者</b></p> <p style="text-align: center;"><b>新任</b></p>	<p>昭和40年 4月 株式会社一の眞鍋五郎薬局(現株式会社ほくやく)入社</p> <p>平成 3年 4月 株式会社バレオ(現株式会社ほくやく)代表取締役社長</p> <p>平成11年 4月 株式会社ほくやく代表取締役社長</p> <p>平成15年 6月 同 代表取締役社長執行役員</p> <p>平成18年 9月 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長</p> <p>平成19年 7月 同 代表取締役社長執行役員</p> <p>平成24年 6月 株式会社ほくやく代表取締役会長(現任)</p> <p>平成27年 6月 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長(現任)</p> <p><b>(重要な兼職の状況)</b></p> <p>株式会社ほくやく・竹山ホールディングス代表取締役社長</p> <p>株式会社ほくやく代表取締役会長</p> <p>株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス社外取締役</p> <p>札幌商工会議所常議員</p>	—
<p><b>《社外取締役候補者とした理由》</b></p> <p>眞鍋氏は、株式会社ほくやく・竹山ホールディングスの代表取締役社長として経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、地域経済にも精通しております。これらの経験・見識を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の 種類および数
5	<p style="text-align: center;">まづき のぶ や 鈴木 伸 弥 (昭和30年5月21日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>昭和54年4月 安田生命保険相互会社入社                      平成11年4月 同 山形支社長                      平成13年4月 同 経営調査室長                      平成16年1月 明治安田生命保険相互会社に改称                      同 リスク管理統括部長                      平成18年7月 同 商品部長                      平成20年7月 同 執行役 商品部長                      平成22年4月 同 常務執行役                      平成25年7月 同 取締役会長代表執行役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      明治安田生命保険相互会社取締役会長代表執行役                      一般社団法人日本経済団体連合会常任幹事                      ※株式会社千葉興業銀行社外監査役については、平成29年6月に退任予定です</p>	—
<p>《社外取締役候補者とした理由》                      鈴木氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役会長代表執行役として経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。金融機関経営の専門家としての経験・見識を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する記載事項
- (1) 川田達男氏、中川了滋氏、眞鍋雅昭氏および鈴木伸弥氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は川田氏および中川氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、眞鍋氏および鈴木氏についても、本定時株主総会において選任が承認されることを条件として、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
- (2) 鈴木氏が取締役会長代表執行役に就任している明治安田生命保険相互会社において役員保険について当社との間で取引がありますが、その取引金額は軽微であり、当社で定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていること等から、独立性に影響を与えるものではなく、社外取締役および独立役員としての業務を適切に遂行できると考えております。
- (3) 中川氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。また、川田氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- (4) 当社は、現在、当社社外監査役である川田氏および当社社外取締役である中川氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。本定時株主総会において、川田氏、中川氏、眞鍋氏および鈴木氏の監査等委員である取締役選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (5) 川田氏が平成25年6月まで社外監査役に就任していた株式会社北陸銀行では、平成24年12月にデリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性に関して、北陸財務局から銀行法第26条第1項に基づく行政処分（業務改善命令）を受けております。同氏は業務運営の改善策として、コンプライアンス・マニュアルによる行員への再教育と法令順守の徹底に関する提言を行っております。なお、同行における当該業務改善命令は解除されております。

## 〈ご参考〉 当社で定める社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当社グループの主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当社グループを主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当社グループから、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
  - A. 上記(1)～(6)に該当する者。
  - B. グループ会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

### ※「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

### ※「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

### ※「法人等」の定義

法人以外の団体を含む。

### ※「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

### ※「近親者」の定義

二親等以内の親族

### ※「重要でない者」の定義

「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す。

### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成24年6月26日開催の第9期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として「年額240百万円以内」とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、賞与を含めた報酬として「年額250百万円以内」とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

監査等委員会設置会社へ移行する前の現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社の監査役の報酬額は、平成24年6月26日開催の第9期定時株主総会において、「年額75百万円以内」とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額80百万円以内」とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役は4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

**第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件**

当社の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第9期定時株主総会において、取締役の報酬額「年額240百万円以内」とは別枠で、「年額35百万円」を上限として設定することをご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、第5号議案による取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額「年額250百万円以内」(この金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対して、後記「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容」に定める内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、これまでの取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額45百万円」を上限として設定いたしたく存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する配分、発行の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

監査等委員会設置会社へ移行する前の現在の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与対象者となる取締役は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値の向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることができること等から、その内容は相当なものであると考えております。

## 「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容」

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、以下の内容といたしたく存じます。

### (1) 新株予約権の総数

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数5,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とします。

### (2) 新株予約権の払込価額

新株予約権1個当たりの払込価額は、新株予約権の割り当てに際して、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された、新株予約権の公正価額を基準として、取締役会において定める額とします。本件ストックオプションとしての新株予約権につきましては、その割り当てに際し、当該払込価額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役の報酬債権をもって相殺する方法により、払込みがなされることを予定しております。

### (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下付与株式数という）は10株とします。

普通株式55,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

なお、本議案の決議の日以降、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

### (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会において定めるものとします。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

### (7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(5)の期間において、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に、新株予約権を行使することができるものとするの他、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定めるものとします。

### (8) 上記(1)から(7)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインいただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

または「議決権行使 みずほ」で検索

- (2) 行使期限は平成29年6月26日(月曜日)午後5時10分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主さまが変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続にかかる費用は株主さまのご負担となります。

### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日9:00~17:00)

以上

### (ご参考)

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会会場ご案内

**会場** 株式会社北陸銀行本店 6階会議室  
富山市堤町通り一丁目2番26号 TEL076-423-7111



交通機関 富山駅から徒歩約20分  
市内電車利用の場合は  
南富山駅前行き「西町」下車、徒歩約2分  
富山駅行き・大学前行き「中町(西町北)」下車、徒歩約3分  
※当日は銀行駐車場の使用ができませんので、公共交通機関等をご利用いただけますようお願い申し上げます。

## 札幌中継会場のご案内

札幌中継会場は株主総会の会場ではございません。  
富山の定時株主総会会場の様子を映像でご覧いただけます。

### 会場

ニューオータニイン札幌 2階ホール  
札幌市中央区北2条西1丁目1-1  
TEL011-222-1111

### 交通機関

札幌駅から徒歩約8分  
地下鉄大通駅から徒歩約7分

※駐車スペースが限られておりますので、  
公共交通機関等をご利用いただけますようお願い申し上げます。

